障害者通所施設等整備費補助要綱（障害児施設）

1　通則及び目的

（1）　通則

障害者通所施設等整備費補助要綱（障害児施設等）に係る補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（2）　目的

この要綱は、障害者の地域における居住の場又は日中活動の場の整備及び特別支援学校卒後対策の一環として、社会福祉法人その他の者が設置する障害者通所施設等の施設整備等に要する経費を、設置者等に対して、東京都が予算の範囲内で補助するために必要な事項を定め、もって障害者の地域での自立生活の促進及び特別支援学校卒業者の進路の拡大を図るとともに、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

2　補助対象事業

（1）この補助は、次の各号の事業の対象者のうち、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に定める特定非営利活動法人、労働者協同組合法（令和２年法律第７８号）に定める労働者協同組合（以下「社会福祉法人等」という。）、社会福祉法人等以外の法人（以下「民間企業等」という。）並びに区市町村が次の各号（民間企業等については、アに掲げる事業に限る。区市町村については、イに掲げる事業に限る。）に供するため設置する施設等の創設、改築、改修、安全対策工事及び設備整備に係る事業であって、別表１の要件を満たすものに対して行う。ただし、障害者（児）施設整備費補助要綱（障害児施設）の対象となる事業は除く。

ア　障害者総合支援法第５条第８項に規定する短期入所に係る事業（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号）第１１５条第３項に規定する単独型事業所に限り、イ又はウと一体的に整備されるものに限る。）並びにこれに併設する障害者総合支援法第７７条第３項及び地域生活支援事業実施要綱（平成１８年８月１日付障発第０８０１００２号）別記１１（４）に規定する日中一時支援事業（ただし、同事業が専有で使用する居室は除く。）

イ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る事業のうち、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（平成２７年３月３１日付２６福保障居第３１８２号）に規定する事業（ただし、区市町村の施設整備のうち創設は除く。）

ウ　児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第15号）第５条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び同第６６条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス（ただし、主たる事業所の新規開設又は従たる事業所等の新規設置に伴う定員増を目的とした、賃借している既存建物の改修工事又は大規模修繕工事（一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった指導訓練室等の改修工事又は利用者の高齢化、障害の重度化等への対応のための改修工事））

3　補助対象経費

この補助金の対象経費は、２に係る施設等の整備に必要な施設整備費及び設備整備費とし、それぞれの補助基準は別表１に定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

（1）土地の買収及び整地に要する費用

（2）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）のための費用

（3）その他整備費として適当と認められない費用

4　補助事業者の制限

次に掲げる団体は、補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）に含めず、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

（１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年度東京都条例第５４号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）

（２） 法人その他の団体の代表者又は役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条４号に規定する暴力団関係者を言う。以下同じ。）に該当する者があるもの。

5　補助金の交付額

この補助金の交付額は、補助対象事業に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額と別表２に定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に次の下表に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし１，０００円未満は切り捨てるものとする。

整　備　対　象　事　業	対　象　者	補助率
障害者総合支援法第５条第８項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第７７条第３項及び地域生活支援事業実施要綱別記１１（４）に規定する事業（２(1)ア）	社会福祉法人等	１／２
	民間企業等	１／４
児童福祉法第６条の２の２に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る事業のうち、東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要領に規定する事業（２(1)イ）	社会福祉法人等 区市町村	３／４
児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第５条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び同第６６条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス（２(1)ウ）	社会福祉法人等	３／４

6　補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第１号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに東京都知事（以下「知事」という。）宛提出するものとする。

7　補助金の交付決定等

知事は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙１の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

8　補助金の交付時期

この補助金は、補助事業が完了した時期に全額を交付する。

9　補助金の請求

補助事業完了後に別紙１補助条件の９に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書（別記第３号様式）に次の書類を付し、知事に請求するものとする。

（１）印鑑証明書

（２）支払金口座振替依頼書

（３）前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

１０　審査基準

この補助金の交付に当たっては、別に定める「障害者通所施設等整備費補助対象法人審査委員会設置要領」に基づく障害者（児）施設設備整備等補助事業対象法人審査委員会により、事業の妥当性及び対象法人に係る適格性等の審査を行う。

附　則

１　この要綱は、令和６年4月１日から施行し、同年４月１日以降申請のあった施設整備及び設備整備に係る補助について適用する。

２　令和６年度から８年度までに着工した事業に係る特例措置

（１）特別助成

令和６年度から令和８年度までに着工した本則２に掲げる補助対象事業について、本則５における補助金の交付額の算定に当たっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則５の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

ア　補助要件

事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備

イ　補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第５条第８項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第７７条第３項及び地域生活支援事業実施要綱別記１１（４）に規定する事業（２(1)ア）	社会福祉法人等	３／４
	民間企業等	１／３
児童福祉法第６条の２の２に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る事業のうち、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領に規定する事業（２(1)イ）（※）	社会福祉法人等 区市町村	１／２
児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第５条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び同第６６条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス（２(1)ウ）（※）	社会福祉法人等	１／２

（※）主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を未設置区市町村において整備する場合には、別表２に定める既設地域の補助基準額に整備促進係数（1.50）を乗じる（ただし、別表１に定める「１　施設整備及び設備整備基準、施設整備１」

別表１

１　施設整備及び設備整備基準

種　　別		整　　備　　内　　容
施設整備１	創　　設	既存の建物によらない整備 木造の場合は、建築基準法第２条第８号に規定された防火構造とする。
	改　　築	既存建物の全部又は一部を取り壊して行う整備
	改　　修	次の要件の一に該当し、１件当たりの価格が５０万円以上の改修工事等 （１）既存の建物を使用し、新たに事業を開始するための改修工事 （２）大規模修繕工事（一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった指導室、作業室等の改修工事又は利用者の高齢化、障害の重度化等への対応のための改修工事）
	安全対策工事	消防法に基づく安全対策工事１件当たりの価格が５０万円以上の工事
	共 通 条 件	（１）生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業、東京都重症心身障害児（者）通所事業及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスについては、次のアからオに定める設備等に関する基準を満たすもの ア　本則２の(1)アに掲げる各要綱及びイに掲げる要領 イ　東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１３５号）及び東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成２４年東京都規則第１７１号） ウ　東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１５５号。以下「条例」という。）及び東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成２４年東京都規則第１７５号。以下「規則」という。） エ　東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第４３号）及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成２４年東京都規則第４７号） オ　東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１３９号）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成２４年東京都規則第１６７号） （２）１０年間は事業を維持できる見込みがあること。 （３）社会福祉法人等及び民間企業等が賃借している建物については、事業開始後１０年以上の賃貸借期間が契約書及び承諾書により確認できるものに限る。 （４）土地、建物に抵当権が設定されていないこと（土地・建物が自己所有である場合を除く。）

施設整備２	消 防 設 備	（１）短期入所事業に供する建物（消防法施行令別表第一(6)項ロ又は(6)項ハに該当する建物に限る。）に設置する消防設備工事 （２）上記施設整備１の共通条件を満たすもの
施設整備３	重度化等対応設備	（１）短期入所事業及び東京都重症心身障害児（者）通所事業に供する重度化等対応設備工事。 なお、重度化等対応設備とは、利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケア等を含む利用者の受入れに伴い必要となる設備をいう。 また、本整備を適用する事業は、消防署から６項ロの指導を受け（東京都重症心身障害児（者）通所事業を除く。）、障害の重度化、利用者の高齢化、医療的ケア児を受入れる見込みがあると区市町村が認めるにものに限る。 （２）上記施設整備１の共通条件を満たすもの
施設整備４	防 犯 設 備	（１）短期入所事業及び東京都重症心身障害児（者）通所事業に供する建物に設置する防犯設備工事 （２）上記施設整備１の共通条件を満たすもの
設備整備１	医療機器等設備	（１）短期入所事業に供する、医療的ケア児の受入れにあたり必要となる１件当たり１０万円以上の医療機器等に係る設備整備。 なお、本加算を適用する事業所は、附則第２（２）に掲げる重度対応特別単価が適用となる事業所に限る。 （２）上記施設整備１の共通条件を満たすもの
設備整備２（備品）	一 般	次の要件の一に該当し、１件当たり１０万円以上のもので知事が必要であると認めたもの （１）消防法等に基づく安全対策に関する設備整備 （２）東京都重症心身障害児（者）通所事業については、利用者の訓練、授産及び処遇に直接要する設備整備 （３）短期入所事業については、利用者の支援に要する設備整備

の整備種別（安全対策工事を除く。）に限る。）ものとする。

（２）重度対応特別単価

令和６年度から令和８年度までに着工した本則２に掲げる補助対象事業のうち（１）アについて、重度障害者に対応した施設（都が別に定める要件を満たすものとする。）を整備する場合には、別表２に定める補助基準額に1.50を乗じた重度対応特別単価（ただし、別表１に定める「１　施設整備及び設備整備基準、施設整備１」の整備種別（安全対策工事を除く。）に限る。）を補助基準額として適用するものとする。

なお、重度対応特別単価が適用される場合、補助金の交付額の算定に当たっては、本則及び附則２（１）の規定にかかわらず、都が別に定める補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則５の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（ア）補助要件

都が別に定める重度障害者に対応した事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備

（イ）補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第５条第８項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第７７条第３項及び地域生活支援事業実施要綱別記１１（４）に規定する事業（２（１）ア）	社会福祉法人等	３／４
	民間企業等	５／６

３　交付額の算定に当たっては、原則として内示年度の算定方法及び単価を適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表２

<table>
<tr><th>施設種別</th><th colspan="3">区　　分</th><th>補助基準額</th></tr>
<tr><td rowspan="7">短期入所事業</td><td rowspan="2">創設・改築・改修及び安全対策</td><td colspan="2">１床当たり</td><td>７，２７０千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模修繕工事</td><td>８，９００千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消防設備</td><td colspan="2">消防法施行令別表第１（６）項ロ
（１床当たり）</td><td>６７５千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防法施行令別表第１（６）項ハ
（１床当たり）</td><td>１８０千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">重度化等対応設備（１床当たり）</td><td>１，４００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">防犯設備</td><td>１，０００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">医療機器等設備</td><td>６，０００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">設備整備（備品）</td><td>１，５００千円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">東京都重症心身障害児（者）通所事業</td><td rowspan="3">創設・改築・改修及び安全対策</td><td rowspan="2">定員１人当たり</td><td>既設地域</td><td>１１，４３０千円</td></tr>
<tr><td>未設置地域</td><td>１７，１４５千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模修繕工事</td><td>７，４００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">重度化等対応設備（定員１人当たり）</td><td>１，４００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">防犯設備（１施設当たり）</td><td>１，５００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">設備整備（備品）（定員１人当たり）</td><td>１１６千円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービス</td><td rowspan="3">改修</td><td rowspan="2">定員１人当たり</td><td>既設地域</td><td>１１，４３０千円</td></tr>
<tr><td>未設置地域</td><td>１７，１４５千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模修繕工事</td><td>７，４００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">防犯設備（１施設当たり）</td><td>１，５００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">設備整備（備品）（定員１人当たり）</td><td>１１６千円</td></tr>
</table>

備　考

補助基準額について、短期入所が本体施設と一体的に大規模修繕工事を行う場合の補助基準額は本体施設の一部として整理する。

別紙１

補　　助　　条　　件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

１　事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　承認事項

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）補助事業の内容のうち、次の各号を変更しようとするとき。

ア　建物の規模及び構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

イ　建物等の用途

ウ　入所定員及び利用定員

エ　工事の内容

①工期変更を伴うもの

②工法及び位置の変更を伴うもの

③変更見込み金額が請負金額の10%に相当する額又は200万円を超える工事

（３）補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

（４）借地契約又は建物の賃貸借契約を解除しようとするとき。

３　補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

４　消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、別記第４号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

５　事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の時期に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

６　状況報告

知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

７　補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

８　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから１５日以内に補助事業の事業実績報告書（別記第２号様式）を知事に提出しなければならない。

９　補助金の額の確定等

知事は、８の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

10　是正のための措置

知事は、９の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

８の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

11　決定の取消し

（1）補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の規定に基づく命令に違反したとき。

エ　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等について、補助事業者が１６の財産処分の制限等に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

オ　交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の事業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（2）（1）の規定は９により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

12　補助金の返還

（1）補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その額を返還しなければならない。

（2）（1）の規定は９により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときも同様とする。

13　違約加算金

補助事業者は、１１により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が２回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95％の割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14　延　滞　金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95％の割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15　他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

16　財産処分の制限等

（1）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに取得価格又は、効用の増加の価格１０万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成２０年厚生労働省告示第３８４号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（2）補助事業者は、賃借している建物について、補助金が交付された場合において、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、有益費償還請求権、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき知事に協議するものとする。この場合において、当該権利を行使したことにより収入があったときは、収入の全部又は一部を本都に納入させることがある。

（3）民間企業等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、議決機関の承認を得なければならない。

17　財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用をはからなければならない。

18　財産処分に伴う収入の納付

補助事業者は、知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本都に納付させることがある。

19　関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

なお、１，０００万円以上の工事請負契約に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示すること。

20　補助事業に係る契約

（1）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。

（2）補助事業者（区市町村を除く。次条において同じ。）が補助事業を行うために締結する契約については、東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

21　契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

別記第１号様式

番　　号

年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

住　所

法　人　代　表　者　　印

区　市　町　村　長　　印

年度障害者通所施設等整備費補助金（障害児施設）の交付申請について

標記について、次により補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１　申請額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　施設等の種別及び名称

３　申請額算出内訳　　別紙１のとおり

４　事業計画書　　別紙２のとおり

５　歳入歳出予算書（見込書）抄本（参考例１）

別記第1号様式に基づく別紙1

整 備 費 申 請 額 算 出 内 訳

施設種別　　施設の名称

区　　分 (創設等の別)	総事業費 A	対象経費の実支出(予定)額 B	寄付金その他の収入額 C	差　引　額 (B－C) D	補助要綱別表2に定める補助基準額 単価 E	規模 F	重度対応特別単価 G	算定額 (E×F×G) H	都補助金基本額 (D>H→H) (D≦H→D) I	都補助金所要額 (I×補助率) J
施設整備 (　　)	円	円	円	円	円				円	円
施設整備 (消防設備)										
施設整備 (重度化等設備)										
施設整備 (防犯設備)										
設備整備 (医療機器等)										
設備整備										
合計										

1　B欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。

2　C欄は、社会福祉法人等の場合は、寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金を除く。)を記入する。

3　I欄は、D欄とH欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。

4　J欄は、本則5に定める補助率により算定した額を記入する。ただし、附則2を適用し、補助金所要額を算定する場合に限り、本則5補助率により算定した額に附則2に定める補助率により算定した額を加算する。

J欄は、1，000円未満を切り捨てる。

別記第１号様式に基づく別紙２

事　業　計　画　書

1	施設等の名称					
	所在地					
2	施設等の種別					
3	事業主体及び運営主体	運営主体	名称			
			所在地			
4	利用人員	現在　　名　　増加　　名　　計　　名				
5	施設等の規模及び構造	敷地面積	㎡	敷地の所有関係	自己所有　借地　買収(予定)	
		建物の所有関係	自己所有　賃貸	整備種別	創設　改築　改修　安全対策 消防　重度化　防犯　設備整備	
		重度対応特別単価	該当　非該当			
		建築面積	㎡	延床面積	(改修部分)　㎡	
		建物構造			(全　体)　㎡	
		抵当権	土地(無・有)	「有」の場合、目的及び抹消予定時期		
			建物(無・有)			
6	併設事業所	名称	種別	運営主体		
7	整備費内訳	施設整備	円			
		施設整備(消防設備)	円			
		施設整備(重度化等対応設備)	円			
		施設整備(防犯設備)	円			
		設備整備(医療機器等)	円			
		設備整備	円			
		合計	0 円			
		※工事種別等内訳:別紙				
8	財源内訳	東京都補助金	円			
		設置者負担金	自己財源	円		
			寄附金	円		
			その他収入	円		
			借入金	円		
			小計	0 円		
		合計	0 円			
9	施行計画	契約年月日	令和　年　月　日			
		着工年月日	令和　年　月　日			
		完成年月日	令和　年　月　日			
		事業開始年月日	令和　年　月　日			

10	事業の目的・理由 ※都内において初めて上記2の事業を実施する場合、その理由も記載すること	
11	支援の基本方針（主たる障害種別や想定している障害支援区分等を踏まえ、どのような事業としていきたいか）	
12	上記11を実現するためのハード面・ソフト面における具体的方策	
13	地域の障害福祉サービス事業所及び地域住民との連携	
14	建物構造や環境面における課題	
15	上記14に対する具体的な解決策や工夫した点	
16	その他（添付書類及び添付順序）	

(1)	歳入歳出予算書（見込書）抄本
(2)	借入金償還計画表
(3)	各室面積表　※1
(4)	工事仕様書（建築概要書、内部仕上表、外部仕上表、特記仕様書等）　※2
(5)	工事請負契約書（写し）及び工事費費目別内訳書（見積書）（写し）　※3
(6)	設計監理契約書（写し）　※4
(7)	建築確認通知書（写し）　※5
(8)	配置図、各階平面図、立面図　※6
(9)	改修、改築等の場合は既存建物に係る図面を添付すること。
(10)	土地・建物登記簿謄本

(11)	賃貸借契約書(土地・建物を賃借する場合のみ)(写し)
(12)	備品等購入契約書(写し)又は見積書(写し)
(13)	備品カタログ等
(14)	誓約書

※1～6　　設備整備については不要

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

※6、11～15について、各記入欄に収まらない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙により説明すること

別記第２号様式

番　　号

年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

住　所

法　人　代　表　者　　印

区　市　町　村　長　　印

年度障害者通所施設等整備費補助金（障害児施設）の事業実績報告について

年　月　日付　　福祉障　第　　号で交付決定を受けた　　年度障害者通所施設等整備費補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

１　精算額　　金　　円

２　施設等の種別及び名称

３　整備費精算額内訳　　別紙１のとおり

４　実績報告書　　別紙２のとおり

５　歳入歳出決算書（見込書）抄本（参考例１）

別記第３号様式　　（捨印）

請　　求　　書

金　　円

ただし、　　年度障害者通所施設等整備費（障害児施設）として上記金額を請求します。

年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

法　　人　　名

事務所の所在地

代表者氏名　　印

別記第2号様式に基づく別紙1

整 備 費 精 算 額 算 出 内 訳

施設種別　　施設の名称

区　　分 （創設等の別）	総事業費 A	対象経費の実支出(予定)額 B	寄付金その他の収入額 C	差　引　額 （Ｂ－Ｃ） D	補助要綱別表2に定める補助基準額				都補助金基本額 (D＞H→H) (D≦H→D) I	都補助金所要額 (I×補助率) J	都補助金交付決定額 K	都補助金受入済額 L	差　引 過△不足額 M
					単価 E	規模 F	重度対応特別単価 G	算定額 (E×F×G) H					
施設整備 （　　）	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円
施設整備 （消防設備）													
施設整備 （重度化等設備）													
施設整備 （防犯設備）													
設備整備 (医療機器等)													
設備整備													
合計													

1　B欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。

2　C欄は、社会福祉法人等の場合は、寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金を除く。)を記入する。

3　I欄は、D欄とH欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。

4　J欄は、本則5に定める補助率により算定した額を記入する。ただし、附則2を適用し、補助金所要額を算定する場合に限り、本則5補助率により算定した額に附則2に定める補助率により算定した額を加算する。

J欄は、1，000円未満を切り捨てる。

別記第2号様式に基づく別紙2

事業実績報告書

1	施設等の名称					
	所在地					
2	施設等の種別					
3	事業主体及び運営主体	運営主体	名称			
			所在地			
4	利用人員	現在　　名　　増加　　名　　計　　名				
5	施設等の規模及び構造	敷地面積	㎡	敷地の所有関係	自己所有　借地　買収(予定)	
		建物の所有関係	自己所有　賃貸	整備種別	創設　改築　改修　安全対策 消防　重度化　防犯　設備整備	
		重度対応特別単価	該当　非該当			
		建築面積	㎡	延床面積	(改修部分)　㎡	
		建物構造			(全　体)　㎡	
		抵当権	土地(無・有)	「有」の場合、目的及び抹消予定時期		
			建物(無・有)			
6	併設事業所	名称		種別	運営主体	
7	支出済事業費総額	施設整備	円			
		施設整備(消防設備)	円			
		施設整備(重度化等対応設備　)	円			
		施設整備(防犯設備)	円			
		設備整備(医療機器等)	円			
		設備整備	円			
		合計	0 円			
		※工事種別等内訳:別紙				

8	施　行　期　間	契約年月日	令和　　年　　月　　日
		着工年月日	令和　　年　　月　　日
		完成年月日	令和　　年　　月　　日
		事業開始年月日	令和　　年　　月　　日
9	その他（添付書類及び添付順序）		
(1)	歳入歳出決算書（見込書）抄本		
(2)	借入金償還計画表		
(3)	各室面積表　※1		
(4)	工事仕様書（建築概要書、内部仕上表、外部仕上表、特記仕様書等）　※2		
(5)	工事請負契約書（写し）及び工事費費目別内訳書（見積書）（写し）　※3		
(6)	設計監理契約書（写し）　※4		
(7)	工事完了報告書（設計監理者及び法人代表者の確認印が必要）　※5		
(8)	検査済証（建築基準法第7条第3項による）（写し）　※6		
(9)	消防用設備等設置届出書及び検査結果通知書（消防法第17条の3の2による）（写し）　※7		
(10)	建物平面図及び立面図　※8		
(11)	賃貸借契約書（土地・建物を賃借する場合のみ）（写し）		
(12)	備品等購入契約書（写し）又は見積書（写し）		
(13)	備品カタログ等		
(14)	備品納品書		
(15)	①創設、改築、改修の場合は建物内外主要部分の写真 ②設備整備の場合は備品等の写真		

※1～8　　設備整備については不要

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

別紙１

障害者通所施設等整備費補助事業対象法人審査基準

１　法人の適格性

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
組織運営	１　法人格を有する、または法人格を有する見込みがあるか。 ２　社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人の場合、各補助申請事業を行うに当たって主務官庁の承認を得ているか。 ３　役員・評議員の構成及び適格性に問題はないか。理事会・評議委員会の運営に問題はないか。 ４　事業運営の理念は適切か。 ５　過去に問題はなかったか。 ６　障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者虐待防止法等法令に定める関係機関による調査等に協力的であるか。	１　運営法人の定款、寄付行為等、法人登記簿謄本、役員名簿により確認すること。 ２　運営法人の定款、寄付行為等により確認すること。 ３　運営法人の定款、寄付行為等、役員名簿、非該当誓約書により確認すること。 ４　法人概要、沿革・設立趣意書等により確認すること。 ５　実地検査結果等により確認すること。 ６　区市町村等関係機関への聞き取り、指導検査結果等により確認すること。	・運営法人の定款・寄付行為等 ・法人登記簡謄本 ・役員名簿 ・評議員名簿 ・非該当誓約書 ・法人概要・沿革・設立趣意書等 ・実地検査結果等 ・指導検査結果等 ・事業計画書 ・法人認可部署との打合せ記録 ・法人認可部署へ提出している設立に関する書類	１　それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。 ３　役員・評議員の定数、現員数、資格要件が規定どおりであること。 　役員の中に、障害福祉サービス事業等の運営や障害者支援について知識・経験を有する者等を参画させていること。 ４　主たる対象とする障害者の処遇及び障害福祉サービス事業等について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。 　主たる対象とする障害者に配慮した運営方針となっていること。 ５　概ね過去３か年度の指導結果と改善報告書により、過去における問題点が改善されていること。 　概ね過去５か年度の障害者通所施設等整備費補助事業等において、法人の責めに帰すべき事由による重大な瑕疵や不適切な手続き（都承認事前の財産処分や不正な入札手続き等）が行われていないこと。 ６　関係機関による法令等に基づく調査等に対して協力するなど、障害福祉サービス事業者等としての責務を履行していること。	定款等は原本証明をすること。 法人登記簿謄本は３か月以内の原本を提出すること。 必要に応じて定款変更確約書及び法人認可書を提出すること。
財務状況	１　施設整備資金のほか事業開始当初の運営資金は確実に確保されているか。 ２　収支状況は健全であるか。 ３　財務状況は健全であるか。 ４　会計処理は適切に処理されているか。	１　預金残高証明書、資金計画書により確認すること。 ２　決算書、累積借入金返済計画表、財産目録、収支予算書、指導検査結果により確認すること。 ３　決算書により確認すること。 ４　決算書、収支予算書により確認すること。	・預金残高証明書 ・資金計画書 ・決算書 ・累積借入金返済計画表 ・財産目録 ・収支予算書 ・指導検査結果 ・財務チェックシート	１　施設整備資金のほか、年間事業費の２／１２以上の運営費が確保されていること。 ２　経営状態が良好であること。 　過去３年間の決算状況が、営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字である場合は、原則認められない。 ３　債務超過になっていないこと。 ４　各補助申請事業以外の事業をあわせて行うときは、当該各補助申請事業について区分経理を行っていること。	預金残高証明書は、他事業の実施や計画上支障のないもので、かつ１か月以内の原本を提出すること。 経営状況は、財務チェックシートの財務指標を基に判断すること。 開業当初や特別損失等の一時的な事由による財務状況の悪化である場合は、その原因と黒字への転換計画について提出すること 債務超過を解消するために出資等を行い、補助申請時点では債務超過が解消している場合であっても、原則認められない。

2　事業の妥当性

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
事業計画	1　地域のニーズに即しているか。 2　法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているか。 3　（共同生活援助事業の場合） 事業運営に際して経験のある事業所等の連携及び支援が得られるか。 4　各補助申請事業について、目的外使用及び脱税その他不正の目的で当該事業を経営しようとするものではないか。 5　区市町村等との連携が図られているか。	1　区市町村の意見書により確認すること。 2　設計図面等、部屋別面積表、建築確認済証、建物検査済証により確認すること。 3　事業計画書により確認すること。 4　事業計画書、誓約書により確認すること。 5　区市町村の意見書により確認すること。	・区市町村意見書 ・事業計画書 ・設計図面等 ・部屋別面積表 ・設備基準チェックシート ・建築確認済証 ・建物検査済証 ・誓約書	1　整備区市町村の障害福祉計画等の方針に合致していること。 2　法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。 法令に基づく許認可を受けることが確実であること。 3　他の障害福祉サービス事業を運営する社会福祉法人等との連携及び支援が得られること。 4　宗教活動、政治活動、選挙活動を行わないこと。 併設事業（一般住宅等含む。）と各補助申請事業の運営と混同させていないこと。 脱税その他不正の目的で当該事業を経営しようとするものではないこと。 5　事業実施にあたって区市町村との事前協議が行われ、連携が図られていること。	待機者等、具体的なニーズがあること。 原則、共同生活援助及び居宅介護等訪問系サービス以外の事業所との連携を図ること。
整備計画 （立地条件等）	1　当該土地に各補助申請事業に係る事業所の建設が可能であるか。 2　立地条件に問題はないか。 3　当該土地における各補助申請事業について、地域住民の理解を得られるような対応を適切に行っているか。	1　当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録（記録内容については建築指導部署等に確認したものであること）により確認すること。 2　案内図等、現況写真により確認すること。現地調査を行うこと。 3　区市町村の意見書、地域住民への説明状況が分かるもの等により確認すること。	・当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録 ・案内図等 ・現況写真 ・現地調査 ・建築確認済証 ・建物検査済証 ・区市町村意見書	1　事業所の建築許可の見通しが確実であること。 （用途地域、建ぺい率、容積率等を満たした建物であるか、都市計画区域外であるか） 2　交通機関、医療施設、公共施設等の整備状況など立地条件に問題がないこと。 3　障害福祉サービス事業等及び障害者に対する地域の理解が得られるように努めていること。	建築許可の見通しがないものは認められないこと。 農地転用等により建築が可能となるものは、転用手続等を完了後認めること。 ただし、農地転用等許可申請手続中のものは、手続の経過や見通しを確認したうえで認めてもよいこと。 都市計画区域である場合は、財産処分の制限期間は、当該計画が執行されないことが確実であること。 住民の反対がある場合は、住民代表者等と話合いを通じ問題点の解決を図ること。ただし、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、地域住民の同意を得ることまでを求めるものではない点に留意すること。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
整備計画 （所有地）	1　法人は当該土地を確実に所有、または所有する予定であるか。 2　物件は確実に所在するか。 3　寄付により取得する場合、所有者は法人に対して寄付を行う意思があるか。 4　売買契約により取得する場合、売買契約は適正であるか。 5　寄付申込者又は売主は正当な所有者であるか。 6　当該土地に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。	1，2　不動産登記簿謄本、案内図等周辺状況が分かるもの、公図（写し）により確認すること。 現地調査を行うこと。 3　贈与契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 4　売買契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 5　不動産登記簿謄本により確認すること。 6　不動産登記簿謄本、決算書・連結決算書、累積借入金償還計画書、抵当権抹消確約書により確認すること。	・不動産登記簿謄本 ・案内図等周辺状況が分かるもの ・公図（写し） ・現地調査 ・贈与契約（確約）書 ・所有権移転登記確約書 ・印鑑登録証明書 ・売買契約（確約）書 ・決算書・連結決算書 ・累積借入金償還計画書 ・抵当権抹消確約書 ・不動産価格評価書（土地補充課税台帳登録証明書）	2　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 3　贈与契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 4　売買契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 5　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 6　抵当権の有無について確認すること。 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、原則として認められないので、協議書類提出時まで（遅くとも審査会前まで）に抹消すること。 ただし、当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合であっても、その内容及び法人の経営状況等を審査し、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさず、かつ次の全てを満たす場合には、認めてもよい。 ①借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。 ②既借入金の総額が、直近決算における年間収入に０．８を乗じた額を超えていないこと。 ③直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に０．２を乗じた額を上回っていること。 ④運営事業者が抵当権設定者であること。	所有予定の場合は、登記後に速やかに提出すること。 寄付申込者又は売主と法人とが利益相反の関係に当たる場合は以下のとおり。 ①特定非営利活動法人の場合 特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。（主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。） ②社会福祉法人等公益法人（特定非営利活動法人を除く）の場合 取引の重要な事実を開示し、理事会の事前の承認が得られていること。また、契約締結後には当該取引について理事会に報告していること。 土地の共有による確保等は、原則として認められない。 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その抵当権者から施設整備に係る同意を得ること。 なお、左記着眼点における①から③の各指標の定義は、以下のとおり。 ①年間資金収支差額は、直近決算の事業活動資金収支差額（資金収支計算書）や営業活動によるキャッシュフロー（キャッシュフロー計算書）又は税引後当期利益に減価償却費を加えたもの（損益計算書）に相当するものをいう。 ②年間収入は、直近決算の事業活動収入（資金収支計算書）や事業活動収入（事業活動計算書）、売上高（損益計算書）に相当するものをいう。 ③自己資本は、直近決算の貸借対照表の純資産に相当するものをいう。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
整備計画 （借地）	1　法人は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか。 2　物件は確実に所在するか。 3　所有者が国又は地方公共団体の場合、貸与等は確実に受けられるか。 4　所有者が国又は地方公共団体以外の場合、法人に対して貸与の契約を行う意思があるか。 5　貸地人は正当な所有者であるか。 6　当該土地に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。 7　賃貸借契約期間は妥当であるか。 8　借地人に著しく不利な契約条件が定められていないか。	1，2　賃貸借契約（確約）書、印鑑登録証明書、案内図等周辺状況が分かるもの、公図（写し）、不動産登記簿謄本、公証役場との打合せ記録（記録内容については公証役場に確認したものであること）により確認すること。 現地調査を行うこと。 3　貸与確約書により確認すること。 4　賃貸借契約（確約）書、印鑑登録証明書、公証役場との打合せ記録（記録内容については公証役場に確認したものであること）により確認すること。 5　不動産登記簿謄本により確認すること。 6　不動産登記簿謄本、抵当権抹消確約書により確認すること。 7，8　不動産賃貸借契約（確約）書、約款等により確認すること。	・賃貸借契約（確約）書 ・印鑑登録証明書 ・案内図等周辺状況が分かるもの ・公図（写し） ・不動産登記簿謄本 ・現地調査 ・公証役場との打合せ記録（記録内容については公証役場に確認したものであること） ・貸与確約書 ・抵当権抹消確約書 ・不動産賃貸借契約（確約）書 ・約款 ・不動産価格評価書（土地補充課税台帳登録証明書）	1，4　借地借家法に違反していないものであること。実印を使用し、印鑑登録証明が添付されていること。 2，5　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 3　国又は地方公共団体から、貸与等が確実に受けられること。 6　抵当権の有無について確認すること。抵当権が設定されている場合は、原則として協議書類提出時までに、遅くとも審査会前までに抹消すること。 7　借地借家法に違反していないものであること。原則、事業の存続に必要な期間（事業開始から 10 年以上）の賃貸借契約（更新条項付）が行われており、かつ、建物の財産処分制限期間以上の借地権の存続期間が担保されていること。 8　借地人に著しく不利な契約条件が定められていないこと。	原則、土地所有者との賃貸借契約（転貸借でない）であること。 転貸借契約の場合は、その原因・理由に応じて判断すること。 貸地人と法人とが利益相反の関係に当たる場合は、以下のとおり。 ①特定非営利活動法人の場合 特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。（主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。） ②社会福祉法人等公益法人（特定非営利活動法人を除く）の場合 取引の重要な事実を開示し、理事会の事前の承認が得られていること。また、契約締結後には当該取引について理事会に報告していること。 抵当権が設定されている場合は、原則として認められない。ただし、抵当権抹消が確実な見通しがあるものは認めてよい。 10 年経過後に事業を終了した場合であっても、やむを得ない理由を除き、財産処分の制限期間内は、返還金が発生することに留意すること。 土地の使用貸借契約は借地借家法が適用されないため、原則として認められない。また、共有による確保等も同様に認められない。
整備計画 （建物所有）	1　法人は当該建物を確実に使用できる権限を有しているか。 2　物件は確実に所在するか。 3　寄付により取得する場合、所有者は法人に対して寄付を行う意思があるか。 4　売買契約により取得する場合、売買契約は適正であるか。	1、2　不動産登記簿謄本、案内図等周辺状況が分かるもの、公図（写し）、建物配置図により確認すること。 現地調査を行うこと。 3　贈与契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 4　売買契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。	・不動産登記簿謄本 ・案内図等周辺状況が分かるもの ・公図（写し） ・建物配置図 ・現地調査 ・贈与契約（確約）書 ・所有権移転登記確約書 ・印鑑登録証明書 ・売買契約（確約）書	2　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 3　贈与契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 4　売買契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。	所有予定の場合は、登記後に速やかに提出すること。 寄付申込者又は売主と法人とが利益相反の関係に当たる場合は、以下のとおり。 ①特定非営利活動法人の場合 特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。（主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。）

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
	5　寄付申込者又は売主は正当な所有者であるか。 6　当該土地に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。 7　当該建物は、各補助申請事業の事業所として使用可能であるか。	5　不動産登記簿謄本により確認すること。 6　不動産登記簿謄本、決算書・連結決算書、累積借入金償還計画書、抵当権抹消確約書により確認すること。 7　当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録（記録内容については建築指導部署等に確認したものであること）、設計図面等、不動産登記簿謄本、耐震化に関する調査票、建築確認済証、建築検査済証により確認すること。	・決算書・連結決算書 ・累積借入金償還計画書 ・抵当権抹消確約書 ・当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録 ・設計図面等 ・不動産登記簿謄本 ・耐震化に関する調査票 ・建築確認済証 ・建築検査済証	5　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 6　抵当権の有無について確認すること 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、原則として認められないので、協議書類提出時まで（遅くとも審査会前まで）に抹消すること。 ただし、当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合であってもは、その内容及び法人の経営状況等を審査し、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさず、かつ次の全てを満たす場合には、認めてもよい。 ①借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。 ②既借入金の総額が、直近決算における年間収入に０．８を乗じた額を超えていないこと。 ③直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に０．２を乗じた額を上回っていること。 ④運営事業者が抵当権設定者であること。 7　建築確認等の手続きに問題がないこと 各補助申請事業の機能に支障なく使用できること。 事業開始時において、耐震基準上問題がない建物であること。	②社会福祉法人等公益法人（特定非営利活動法人を除く）の場合 取引の重要な事実を開示し、理事会の事前の承認が得られていること。また、契約締結後には当該取引について理事会に報告していること。 建物の共有による確保等は、原則として認められない。 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その抵当権者から施設整備に係る同意を得ること。 なお、左記着眼点における①から③の各指標の定義は、以下のとおり。 ①年間資金収支差額は、直近決算の事業活動資金収支差額（資金収支計算書）や営業活動によるキャッシュフロー（キャッシュフロー計算書）、又は税引後当期利益に減価償却費を加えたもの（損益計算書）に相当するものをいう。 ②年間収入は、直近決算の事業活動収入（資金収支計算書）や事業活動収入（事業活動計算書）、売上高（損益計算書）に相当するものをいう。 ③自己資本は、直近決算の貸借対照表の純資産に相当するものをいう。 既存建物の築年数や改修後長期間の事業継続の確実性について確認すること。 旧耐震基準により建てられた建物（※）の場合、耐震診断により現行耐震基準を満たすことについて確認し、必要に応じて耐震補強を行うこと。 ※昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたもの

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
整備計画 （建物借家）	1　法人は当該建物を確実に使用できる権限を有しているか。 2　物件は確実に所在するか。 3　所有者が国又は地方公共団体の場合、貸与等は確実に受けられるか。 4　所有者が国又は地方公共団体以外の場合、法人に対して貸与の契約を行う意思があるか。 5　賃貸人は正当な所有者であるか。 6　当該建物に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。 7　賃貸借契約期間は妥当であるか。 8　借家人に著しく不利な契約条件が定められていないか。 9　当該建物は、各補助申請事業の事業所として使用可能であるか。	1，2　賃貸借契約（確約）書、不動産登記簿謄本、案内図等周辺状況がわかるもの、公図（写し）、建物配置図により確認すること。 現地調査を行うこと。 3　貸与確約書により確認すること。 4　不動産賃貸借契約（確約）書、印鑑登録証明書により確認すること。 5　不動産登記簿謄本により確認すること。 6　不動産登記簿謄本、抵当権抹消確約書により確認すること。 7，8　不動産登記簿謄本、不動産賃貸借契約（確約）書、約款等により確認すること。 9　当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録（記録内容については建築指導部署等に確認したものであること）、設計図面等、不動産登記簿謄本、耐震化に関する調査票、建築確認済証、建築検査済証により確認すること。	・賃貸借契約（確約）書 ・不動産登記簿謄本 ・案内図等周辺状況がわかるもの ・公図（写し） ・建物配置図 ・現地調査 ・貸与確約書 ・不動産賃貸借契約（確約）書 ・印鑑登録証明書 ・抵当権抹消確約書 ・当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録（記録内容については建築指導部署等に確認したものであること） ・設計図面等 ・耐震化に関する調査票 ・建築確認済証 ・建築検査済証	1，4　借地借家法に違反していないものであること。 実印を使用し、印鑑登録証明が添付されていること。 2，5　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 3　国又は地方公共団体から貸与等が確実に受けられること。 6　抵当権の有無について確認すること。 抵当権が設定されている場合は、原則として協議書類提出時までに、遅くとも審査会前までに抹消すること。 7　借地借家法に違反していないものであること。 原則、事業の存続に必要な期間（事業開始から10年以上）の建物賃貸借契約（更新条項付）が行なわれており、かつ、建物の財産処分制限期間以上の賃借期間が担保されていること。 8　借家人に著しく不利な契約条件が定められていないこと。 9　建築確認等の手続きに問題がないこと。 各補助申請事業の機能に支障なく使用できること。 事業開始時において、耐震基準上問題がない建物であること。	建物所有者の承諾の有無に関わらず、借家権の譲渡・転貸は認められない。ただし、現在の建物賃貸借契約を解消し、新たに建物所有者と各補助申請事業者が賃貸借契約を締結した場合は認める。 賃貸人と法人とが利益相反の関係に当たる場合は、以下のとおり。 ①特定非営利活動法人の場合 特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。（主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。） ②社会福祉法人等公益法人（特定非営利活動法人を除く）の場合 取引の重要な事実を開示し、理事会の事前の承認が得られていること。また、契約締結後には当該取引について理事会に報告していること。 抵当権が設定されている場合は、原則として認められない。 ただし、抵当権抹消が確実な見通しがあるものは認めてよいこと。 10年経過後に事業を終了した場合であっても、やむを得ない理由を除き、財産処分の制限期間内は、返還金が発生することに留意すること。 借地上の建物の賃貸借の場合は、必要十分な借地権の存続期間を有していること 土地の使用貸借契約は借地借家法が適用されないため、原則として認められない。また、共有による確保等も同様に認められない。 既存建物の築年数や改修後長期間の事業継続の確実性について確認すること。 旧耐震基準により建てられた建物（※）の場合、耐震補強等により現行耐震基準を満たすことについて確認すること。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
					※昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたもの
整備計画 （設備整備）	1　各補助申請事業を実施するうえで、必要な備品であるか。	1　備品費等積算根拠、備品カタログにより確認すること。	・備品費等積算根拠 ・備品カタログ	1　１件当たり１０万円以上であること。 障害特性や建物構造等に配慮するとともに、利用者支援上及び利用上適正な数・規模・金額とすること。	共同生活援助事業及び重度身体障害者グループホーム事業における利用者の支援に要する設備整備については、利用者が共有で使用するものであること。
資金計画	1　事業規模は適正であり、相応した資金計画であるか。 2　必要な資金を確実に調達できるか。 3　借入金償還の見通しはあるか。 4　累積借入金に対しての償還の見通しはあるか。 5　自己資金は確実に保有しているか。	1　事業計画書、資金計画書、工事費・備品費等積算根拠により確認すること。 2　区市町村意見書等、補助予定通知（確約）書、融資証明（確約）書、寄付確約書により確認すること。 3　借入金償還計画書、収支シミュレーションにより確認すること。 4　決算書、累積借入金償還計画書により確認すること。 5　預金残高証明書、決算書、資金計画書により確認すること。	・事業計画書 ・資金計画書 ・工事費・備品費等積算根拠 ・区市町村意見書等 ・補助予定通知（確約）書 ・融資証明（確約）書 ・寄付確約書 ・借入金償還計画書 ・収支シミュレーション ・決算書 ・累積借入金償還計画書 ・預金残高証明書	1　建設等に係る資金は、自己資金や補助金のほか、原則として公的借入金（福祉医療機構等）及び金融機関からの融資によること。 2　自治体からの補助を予定している場合には、確実に補助の見込みがあること。 借入金は確実に調達できる見込みがあること。 寄附を受ける場合には履行が確実であること。 3　収支差額を借入金の償還財源に充当する場合は、収支予想に無理がないこと。 4　既存の借入金がある場合は、その借入金を返済する見込みがあること。 5　同時期に他の計画がある場合は、それも含めて資金確保ができていること。（全計画の資金計画を提出すること。）	金融機関からの融資を予定している場合は、適正な財源の範囲とすること。 民間資金の借入を行う場合には、その償還財源が確実に確保されること。 補助予定通知（確約）書の通知者は、原則として区市町村長であること。
収支計画	1　事業の将来性又は確実に運営されていく見通しはあるか。 2　利用者に求める費用について、適正な額となっているか。	1　事業計画書、借入金償還計画書、収支予算書、収支シミュレーションにより確認すること。 2　収支予算書、収支シミュレーション、家賃・食材費・光熱水費・日用品費等算定に当たっての考え方、賃貸借契約（確約）書等により確認すること。	・事業計画書 ・借入金償還計画書 ・収支予算書 ・収支シミュレーション ・算定に当たっての考え方 ・賃貸借契約（確約）書	1　各補助申請事業を継続的・安定的に運営するために必要な収支計画が策定されていること。 開設後の収支計算において、原則、初年度を除く単年度収支がマイナスにならないこと。 2　障害者に配慮した家賃等の設定となっていること。 礼金等、退所後の返還を前提としていないものは、料金徴収を行わないこと。	家賃設定に大規模修繕費用を含める場合は、財産処分制限期間や運営期間に応じた適切な修繕費用とすること。 （過度な修繕費用は認められない。）

別紙２

障害者通所施設設備審査基準

共同生活援助事業

項　目	根 拠 法 令 等	基　　準	備　　考
敷　地	基準条例 第196条第1項	1　住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。	家庭的な雰囲気の下、利用者が地域の中で暮らすというグループホームの理念から、同一敷地内、隣地及び近接地に共同生活援助事業所、入所施設及び通所施設がないことが望ましい。
	基準条例 第196条第1項	2　入所施設又は病院の敷地外にあるか。	同一敷地内又は隣地に立地する建物に日中活動の事業所がある場合は、原則として、共同生活援助の利用者が当該事業所に通わないこと
建物構造		1　他の共同生活住居、事業所等と併設の場合（短期入所事業を除く。）、独立した出入口が設けられているか。	
規　模	基準規則 第44条第4項	1　ユニットの定員は、2名以上10名以下であるか。	家庭的な雰囲気の下、利用者が地域の中で暮らすというグループホームの理念に則った規模が望ましい。【目安：4名以上7名以下】 なお、原則、同一敷地内、隣地及び近接地に存する共同生活援助事業所の合計定員数が20名（又は3ユニット）を超える場合は認められない。
	基準条例 第196条第6項	2　日常生活を営む上で必要な設備を設けられているか。	居室、居間・食堂（交流スペース）、便所、洗面所、浴室（湯舟を含む）、脱衣室、台所、洗濯物干しスペース等
居　室	基準規則 第44条第5項第1号	1　1室1人（個室）であるか。	居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけのものは認められない。
		2　地階に設置されていないか。	
	基準規則 第44条第5項第2号	3　1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、内法で7．43平方メートル以上確保されているか。	事業者の責任において、居室内に利用者専用の括り付けの収納設備（クローゼット等）を設けること なお、括り付けの収納設備の設置が困難であるなど特別な事情がある場合は、その理由と代替措置について説明すること
居間・食堂		1　利用者及び世話人等支援者が一同に会するのに十分な広さを有しているか。	ダイニングテーブル等設備を配置して、利用者及び世話人等支援者の往来、食事の提供、介助に支障がない広さが確保されていること

		2　食堂としての十分な機能を有しているか。 （事業所として食事提供に係る支援を行う場合）	
浴室 洗面所		1　利用者支援上及び生活上必要十分な数が設置されているか。	浴室については、原則、定員5名につき1つ以上設置し、利用者の入浴に関して設備面における制約がないよう配慮すること
		2　入浴介助等を必要とする者の使用に適しているか。	（例示）手すりの設置、介助スペースの確保、段差の解消、浴槽の深さ等
便　　所		1　障害特性や性別等に配慮された設備や構造となっているか。	各フロアにおける設置及び定員2名につき1つ程度の設置数が望ましい。
その他		1　支援上必要なスペースが確保されているか。	夜間支援員の待機・仮眠場所や個人情報の保管場所等を設置すること なお、設置にあたっては、利用者支援に支障のない位置に別途確保することが望ましい。
		2　建物の階数、廊下幅等に応じて、利用者の特性に応じた事故防止設備が備えられているか。	（例）階段や廊下の手すりの設置、エレベーターの設置等
	通知等	3　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

（注）根拠法令等

・「基準条例」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

・「基準規則」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

・「補助要綱」　障害者通所施設等整備費補助要綱（昭和60年6月10日付60福保精第76号）

・「通知等」　社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号）
社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号）
事業所における防犯等安全管理の確保について（平成28年7月27日付28福保障施第1349号）

重度身体障害者共同生活援助事業

項　目	根拠法令等	基　準	備　考
敷　地	基準　第8（2）	1　保健衛生、交通の便等を考慮のうえ利用者の生活を健全に維持できる環境であるか。	
建物構造	基準　第14	1　建物の構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	
規　模	基準　第11	1　定員は、Aタイプの場合5名以上10名以下、Bタイプの場合4名以上10名以下であるか。	
居　室	基準　第14	1　原則として、個室であるか。	
	基準　第14	2　1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、内法で9．9平方メートル以上確保されているか。	
共用室	基準　第14	1　利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること	
浴　室	基準　第14	1　利用者の特性に応じたものであること	介助が必要な方、普通浴槽では入浴が困難な方など利用者の特性に配慮し、利用者の使用及び支援にあたって支障がない広さ及び設備を有すること （例）手すりの設置、機械浴槽の設置、リフトの設置、介助スペースの確保　等
便　所	基準　第14	1　利用者の特性に応じたものであること	
その他	基準　第14	1　管理人室は設けられているか。	
	通知等	2　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

（注）根拠法令等

・「基準」　障害者施策推進区市町村包括補助事業実施細則

・「通知等」　社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号）

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号）

事業所における防犯等安全管理の確保について（平成28年7月27日付28福保障施第1349号）

東京都重症心身障害児（者）通所事業

項　目	根 拠 法 令 等	基　　準	備　　考
規　模	実施要領 別表１	１　重症心身障害児（者）の定員は5名以上であるか。	
訓練室	実施要領 別表１	１　訓練室が設けられているか。	
		２　訓練室は訓練内容及び利用者の数に応じた広さを有しているか。	
その他	実施要領 別表１	１　直接処遇職員である看護職員、介護員等、理学療法士等の総数は、おおむね１日当たりの通所予定児（者）２人につき１人配置されているか。	
		２　原則として、通所手段を確保しているか。	
	通知等	３　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

（注）根拠法令等

・「補助要綱」　障害者通所施設等整備費補助要綱（昭和60年6月10日付60福保精第76号）

・「実施要領」　東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（平成27年3月31日付26福保障居第3182号）

・「通知等」　社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号）

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号）

事業所における防犯等安全管理の確保について（平成28年7月27日付28福保障施第1349号）

生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業

項　目	根 拠 法 令 等	基　　準	備　　考
建物構造	最低基準第34条、第54条、第59条、第68条、第82条、第85条	1　建物の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	
規模	最低基準規則第6条、第10条、第12条第1号、第17条、第23条	【1つの事業のみ実施する場合】	
		1　定員は、20名以上であるか。	
	最低基準規則第19条第1号	2　就労継続支援（A型）の場合、定員は10名以上であるか。	
	最低基準規則第12条第2号	3　自立訓練（生活訓練（宿泊型））の場合、生活訓練（宿泊型）以外と併せて行うときには、定員は、宿泊型10名以上、宿泊型以外20名以上であるか。	
		【多機能型の場合】	
	最低基準規則第25条第1号、第2号	1　各事業の利用定員は、6名以上であるか。	
	最低基準規則第25条第3号	2　就労継続支援の場合、定員は10名以上であるか。	
	最低基準規則第25条第2号	3　自立訓練（生活訓練（宿泊型））の場合、生活訓練（宿泊型以外）と併せて行うときには、宿泊型10名以上、宿泊型以外6名以上であるか。	
		【従たる事業所の場合】	
	最低基準規則第7条、第10条、第14条、第17条	1　各事業の利用定員は、6名以上であるか。	
	最低基準規則第14条、第22条、第23条	2　自立訓練（生活訓練（宿泊型））及び就労継続支援の場合、定員は10名以上であるか。	
		3　主たる事業所と従たる事業所の間の距離が、法人にとって利用可能な手段を用いたとき概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないか。	

訓練・作業室	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　訓練・作業室が設けられているか。	
	基準規則第10条第1号、第25条、第30条第1項第1号、第36条、第38条第1号、第41条	2　訓練作業室は作業に支障がない広さを有しているか。	支障がない広さとは、定員１人あたり3平方メートル以上をさす。
	基準規則第10条第1号、第25条、第30条第1項第1号、第36条、第38条第1号、第41条	3　訓練または作業に必要な機械器具等が備えられているか。	
相談室	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　相談室が設けられているか。	
	基準規則第10条第2号、第25条、第30条第1項第2号、第36条、第38条第2号、第41条	2　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	利用者のプライバシー保護のため、天井まで区切られていること
洗面所	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　洗面所が設けられているか。	
	基準規則第10条第3号、第25条、第30条第1項第3号、第36条、第38条第3号、第41条	2　利用者の特性に応じたものであるか。	
便所	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　便所が設けられているか。	利用者のプライバシー保護のため、男女別に設けること
	基準規則第10条第3号、第25条、第30条第1項第3号、第36条、第38条第3号、第41条	2　利用者の特性に応じたものであるか。	

多目的室他	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　多目的室その他の運営上必要な設備が設けられているか。	利用者の支援に支障がない場合は相談室との兼用可。
その他	通知等	1　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること
自立訓練（生活訓練（宿泊型））を行う場合			
居室	基準規則第30条第2項第1号イ	1　定員は1名1室か。（個室であるか。）	
	基準規則第30条第2項第1号ロ	2　1名あたり床面積は7．43平方メートル以上確保されているか。	
浴室	基準条例第153条第2項	1　浴室が設けられているか。	
	基準規則第30条第2項第2号	2　利用者の特性に応じたものであるか。	
その他	通知等	1　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

（注）根拠法令等

・「最低基準」　東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）

・「最低基準規則」　東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第171号）

・「基準条例」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

・「基準規則」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

・「通知等」　社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号）
社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号）
事業所における防犯等安全管理の確保について（平成28年7月27日付28福保障施第1349号）

短期入所

項　目	根 拠 法 令 等	基　　準	備　　考
居室 （併設事業所）	基準条例 第100条1項	1　併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部が利用者に利用されていない居室を用いているか。	
居室 （単独事業所）	基準規則 第16条第1号イ	1　1室4人以下であるか。	居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけのものは認められない。 プライバシーの確保、衣類や貴重品等の管理、利用者間のトラブルの防止などのため、個室であることが望ましい。
	基準規則 第16条第1号ロ	2　地階に設置されていないか。	居室の配置については、短期入所のサービスの特性を考慮した居室の配置であることが望ましい。 （例示）短期入所の居室が支援員室に隣接、夜間の支援員が常駐する居間等に短期入所の居室が接している　等
	基準規則 第16条第1号ハ	3　1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、内法で8平方メートル以上確保されているか。	収納設備等は床面積から除く。ベッドを置くスペースは床面積に含めてよい。
	基準規則 第16条第1号ニ	4　寝台（ベッド）又はそれに代わる設備（ふとん等）を備えているか。	
	基準規則 第16条第1号ニ	5　ブザー又はそれに代わる設備を備えているか。	
設備 （併設事業所）	基準条例 第100条2項	1　併設本体施設の設備（居室を除く。）を供する場合、併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設本体施設及び併設事業所の利用者の支援に支障がないか。	
設備 （単独事業所） 居間・食堂	基準規則 第16条第2号	1　食事の提供に支障のない広さを有しているか。	ダイニングテーブル等設備を配置して、利用者及び生活支援員等支援者の往来、食事の提供、介助に支障がない広さが確保されていること
		2　食事の提供に必要な設備を備えているか。	
設備 （単独事業所） 浴室	基準規則 第16条第3号	1　利用者の特性に応じた造りになっているか。	介助が必要な方、普通浴槽では入浴が困難な方など利用者の特性に配慮し、利用者の使用及び支援にあたって支障がない広さ及び設備を有すること （例示）手すりの設置、機械浴槽の設置、リフトの設置、介助スペースの確保　等

設備 （単独事業所） 洗面所・便所	基準規則 第16条第4号	1　利用者の特性に応じた造りになっているか。	洗面所は洗面、歯磨き、手洗い等が容易にできるものであること 介助が必要な方など利用者の特性に配慮し、利用者の使用及び支援にあたって支障がない広さ及び設備を有すること
		2　居室のある階ごとに設けているか。	
設備 （単独事業所） その他	補助要綱 第2条（1）エ 通知	1　支援上必要なスペースが確保されているか。	利用者支援に必要な備品（食器、寝具等）の収納場所、夜間の支援員が待機場所、個人情報保管場所等
		2　単独型事業所の基準を満たしているか。	居室等の設備面の基準のほか、単独型の基準に則して計画を立てていること（人員配置等）
		3　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

（注）根拠法令等

・「基準条例」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

・「基準規則」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

・「補助要綱」　障害者通所施設等整備費補助要綱（昭和60年6月10日付60福保精第76号）

主に重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所

項　目	根 拠 法 令 等	基　　準	備　　考
規模	基準規則 第6条、第19条	利用定員は5名以上か。	
指導訓練室	基準条例 第9条、第73条	1．指導訓練室が設けられているか。	
		2．訓練に必要な機械器具等を備えているか。	
洗面所・便所		児童用の洗面所・便所があるなど、衛生管理に配慮した設備が設けられているか。	
設備及び備品	基準条例 第9条、第73条	児童発達支援又は放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品が設けられているか。	
相談室		間仕切りを設けた相談室があることが望ましい。	

（注）根拠法令等

・「基準条例」　東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

・「基準規則」　東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）